

国民健康保険の保険証が変わります

住民課

○4月から保険証をカード型に変更し便利になります

これまで1世帯に1枚交付していた保険証を、4月から1人1枚のカード型に変更し交付します。

※保険税のお支払い方法は従来どおりで変更ありません。

家族の方がそれぞれ持つことができますので、医療機関への提示や旅行などでの携帯にも便利です。この保険証カードは、キャッシュカードと同じ大きさで、材質は紙製、裏面をフィルム加工しています。送付用の台紙から剥がして使用してください。

新しい保険証は3月下旬に郵送しますので、4月以降診療を受ける場合には、必ず本人の保険証を医療機関に提示してください。



実物大の国民健康保険被保険者証の見本

○紛失・破損にご注意

保険証は笠松町の国民健康保険に加入していることを証明する大切なものです。カード化に伴いサイズが小さくなっていますので、紛失・破損などされないようお気を付けください。

万一、紛失・破損などされた場合は、本人確認できる書類（運転免許証など）を持参し、再交付の手続きをしてください。

※なお、今回の保険証更新に限り、保険証ケースを同封しますのでぜひご利用ください。

○届いたら確認を

保険証を受け取ったらすぐに記載内容に誤りがないか必ず確認してください。

新しい保険証の有効期限は「平成22年3月31日」です。

【有効期限が違う場合があります】

①75歳になる方→75歳の誕生日の前日

②退職被保険者で65歳になる方→65歳の誕生月の末日(1日生まれの方は前月の末日)

※①、②の場合共に、有効期限前に新しい保険証を郵送します。

○古い保険証は

有効期限の過ぎた旧保険証は使用できません。個人情報を読み取れないよう細かく裁断するなどして必ず破棄してください。

○他の保険に加入など、異動があったときは

お勤め先の保険への加入や転出など、資格異動手続きの場合は、異動する方全員の保険証カードを持参してください。また、世帯主変更や住所変更の場合も国民健康保険に加入する世帯全員分の保険証カードが必要です。

○70～74歳の方へ

平成21年4月から、現役並み所得のある方以外は、医療機関などで診療を受ける場合自己負担が2割に引き上げられることになっていましたが、この見直しの凍結がさらに1年間延長され、「平成22年3月31日」までは自己負担が1割に据え置きとなりました。この度、保険証に「国民健康保険高齢受給者証」を同封しましたので、現在お持ちの高齢受給者証と差し替えていただき、4月以降医療機関などで診療を受ける場合は、新しい保険証と併せて提示してください。

※すでに3割負担をしていただいている方、長寿医療制度（後期高齢者医療保険）に加入されている一定の障がい認定を受けている方は除きます。

4月からの制度改正については、保険証に同封するパンフレットをご覧ください。